

第62回 懐かしの左翼用語

ついでにこのコラムで引用したばかりなのだが、カール・マルクスは「レイ・ボナパルトのブリュメール18日」の冒頭で「ヘーゲルはどこかで『世界史の大事件と大人物はいわば二度現われる』と言っている。しかし彼は、一度は悲劇として、二度目は喜劇(茶番劇)として、と付け加えるのを忘れた」と皮肉たっぷりの警句を吐いている。

戦前の日本に「恐れ多くも天皇陛下を機関」とは何事であるか！」と糾弾し、憲法学者である美濃部達吉、貴族院議員を辞任に追い込んだアホな貴族院議員やマスコミがいた。昭和の初期、軍部の台頭とともに国体明徴運動が澎湃と湧き起こり、一部の議員やマスコミが「天皇機関説」を国体に反逆する説と決めつけ、美濃部博士を「学匪」と非難し始めた。そもそも、この問題が持ち出されたとき最初は誰も相手にせず学説の解釈は専門家に任せておこうということだったのだが、デマゴグが愛国者を気取りひとくさし弾劾演説をぶれば、マスコミや国民が面白がって飛びつくのは今も昔も変わらないようで、憲法学者は無知蒙昧な輩によって追放されてしまった。もし本当に不敬罪に触れたのであれば戦前の日本では仕方ないだろうが、こんな無茶苦茶ないいがかかりで飛ばされた人にはお気の毒様としかいいようがない。美濃部達吉は戦後の1948年に勲一等旭日大綬章を受章、長男は67年に東京都知事に当選し、国賊の汚名は後に回復されるのだが、いまもむかしも街の八つぁん熊さんたちに「国家法人説に基づく天皇機関説」といった高邁な学説が理解できるはずもなく、当時「恐れ多くも天皇陛下を機関車や機関銃に喩える」とは何事であるか！」と激昂した者も出る始末だったという。やれやれ。

それから75年後、ヘーゲルとマルクスの予言が的中し、天皇機関説事件とそっくりの事件でいま国会がもめている。今月の参院予算委員会で仙石官房長官が「暴力装置」でもある自衛隊はある種の軍事組織でもあるから、シビリアンコントロールも利かなくなるとならない」と答弁し、委員会室が騒然となったため慌てて「実力組織」と訂正したが、騒動は収まらず菅内閣を揺さぶる政局に発展してしまった。これに対して自民党から「暴力装置」という言葉は、われわれの平和憲法を否定するものですよ！」などというピン外れの弾劾も飛び出し、「あんたホントに東大出たの？」と言いたくなるような選良たちの発言も多く、事態は混迷を深めている。仙石発言はロジックとしては間違っていないが、暴力装置などという特殊用語の使用は社会学者や政治学者に任せておけばよいのであって、政府高官が公の場で好んで使う言葉ではないだろう。その意味では失言である。かつて左翼や新左翼が自衛隊や警察を誹謗中傷するために使った政治用語の異臭に与党、野党、そして国民が敏感に反応してしまったのである。

マックス・ウェーバーは「職業としての政治」のなかで、国家とは「ある一定の領域の内部で、正当な物理的暴力の独占を(実効的に)要求する人間共同体である」と定義している。ウェーバーの本書に先立つ2年前の1917年、つまりロシア革命の年にレーニンは「国家と革命」のなかで警察と軍隊を「暴力装置」と規定し、ブルジョアジーがプロレタリアートを抑圧する「武装した人間の特殊な部隊」と呼んでいる。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

1/3

むかし学生運動が盛んだったころ「ゲバ棒」という言葉が流行ったように、ドイツ語のゲバルト(Gewalt)には「暴力」の意味も含まれるが、社会学用語としては「物理的な力(Physical Force)」と訳するのがより正確だろう。しかし誰かが「暴力装置」と訳してしまったものは仕方ない。日本語の「暴力」はバイオレンスそのものであり、破壊や虐待といったマイナスのイメージしか浮かばない。しかしながら自衛隊や海上保安庁は災害復旧専門の土建屋でもなければ、海難救助専門のサルベージ屋でもない。有事の際は国民の生命と財産を守るため武器を使用する権利を付与されており、そのために日々訓練しているのである。もし武力を合法的に行使できる権利が自衛隊や警察に集中してなければ、日本は暴力団やカルト集団が跳梁跋扈する無法地帯となってしまふであろう。

だから仙石長官の暴力装置発言そのものは間違っていないのだが、使うTPOをわきまえる必要がある。実は筆者も最近何度かコラムや著書のなかで「暴力装置」という言葉を使っている。こんな使い方である。最近の中国が内にあるのは労働争議や暴動、外にあるのは北朝鮮や尖閣列島問題等で揺れるなか、中国政治の不安定さを指摘する声が高まっている。日本の政治を眺めるとそんなことをいう資格はないのだが、敢えてコメントすれば、中国政治に不安定要素は存在するものの基本的には懸念に及ばないだろう。なぜならば「暴力装置」としての中国共産党の権威はいささかも揺らいでいないからである。このように他人を高く評価する目的で「暴力装置」と発言する分には、中国共産党から誉められこそすれ、クレームは付かないだろう(・・と希望する)。筆者は左翼でもなければアカでもなく、どちらかといえば、その反対側に近い立場であるが、社会主義の国に対しては左翼用語の使用が似合っているようだ。

「瞰制高地」という言葉もたまに使うことがある。もともとは軍事用語であり、戦場全体を俯瞰できる高地の確保が戦争の勝敗を左右することに由来するのだが、革命家レーニンはネップ(新経済政策)を模索するなかで瞰制高地という軍事用語を使っている。即ち市場経済のなかで社会主義への方向性を見失わないためには、経済の全体に影響を与えるような瞰制高地を社会主義サイドが握り続けることが大切であると。

レーニンは「工業と運輸部門の生産手段の圧倒的部分」を社会主義国家が握ることが瞰制高地の主要な内容と指摘している。これはいまの中国にも当てはまる重要な課題であろう。市場経済化が進行し、中国を支える基幹産業の数多くが株式会社化して上海や香港に上場している。もちろんペトロチャイナ(石油)やチャイナモバイル(通信)、中国工商銀行といった巨大企業の株式の過半数は国家が保有しており、これらの銘柄が実質国有企業であることには変わりはないが、今後徐々に民営化に向かうなかで、中国政府はこれからの経済の瞰制高地を確保し続けるか否か、もし確保するのであればその産業は何か。軍事産業と報道機関は当然だろうが、製造業とサービス業における瞰制高地の行方が中国の方向性を規定することになるのであろう(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成22年11月26日

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

株式の手数料等およびリスクについて

- 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大1.2075% (税込み) (約定代金が260,869円以下の場合、3,150円 (税込み)) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。

国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

- 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大0.8400% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

債券の手数料等およびリスクについて

- 非上場債券を募集、売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

投資信託の手数料等およびリスクについて

- 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。

投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

株価指数先物 株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大0.0840% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大4.20% (税込み) (約定代金が2,625円に満たない場合は、2,625円 (税込み)) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

株価指数先物 株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3

